

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

(様式5)

最終更新日：令和3年10月29日

公益財団法人日本ハンドボール協会 スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。http://handball.or.jp/

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>1. 中長期戦略策定の礎となる公益財団法人日本ハンドボール協会（以下、JHA）のビジョン、ミッションを2021年2月13日の2020年度第3回理事会で決定。</p> <p>これを達成するためにJHAの役職員全員の行動や判断の基準となる「行動規範」を策定。2021年6月12日開催の2021年度第1回理事会で決定。7月3日の新理事発表と併せてJHAビジョン・ミッションと行動規範を記者会見で発表。JHAホームページにも掲載して周知徹底を図った。</p> <p>2. 中期計画は2022年から2025年の4年間として改選前の役員体制から計画策定に着手。2021年6月の改選後の役員を交えて策定中。2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で決定し、2022年3月までにホームページにて公表予定。</p> <p>3. 中期計画策定のプロジェクトメンバーは、JHA会長をリーダーとし、関係役員・事務局メンバー、外部コンサルティングからのアドバイザーで構成。「強化」「普及・マーケティング」「育成」「組織」の4つの柱で策定中。</p> <p>4. 尚、組織全体の中期計画に先立ち、スポーツ庁委託事業「中央競技団体の経営力強化推進事業（戦略的普及・マーケティングの実施）」受託のため「中長期普及マーケティング戦略」を策定。この「中長期普及マーケティング戦略」をベースに中期計画の骨子を策定予定。</p>	<p>1. 2021年度第1回理事会審議資料「JHA行動規範」</p> <p>2. 2021年度第2回理事会報告資料「JHAのビジョン・ミッション・行動規範とその実現に向けた中期計画策定状況」</p> <p>3. 中長期普及・マーケティング計画（スポーツ庁委託事業）</p> <p>4. スポーツ庁委託事業_成果報告書_要約版</p>
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	<p>縦割り型の組織を改め、本部は「管理本部」「強化本部」「育成・活性本部」「普及・マーケティング本部」に集約して再編予定。組織運営の強化に関する計画は中期計画と併せて2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で決定し、2022年3月までにホームページで公表予定。</p> <p>各本部のリーダーとなるべき人材、専門性をサポートできる人材を2021年6月の役員改選で理事として招聘し、7月3日の記者発表で公表した。</p> <p>尚、現時点で組織運営の強化に関する人材の採用予定はない。</p>	<p>2. 2021年度第2回理事会報告資料「JHAのビジョン・ミッション・行動規範とその実現に向けた中期計画策定状況」</p> <p>5. 2021年度第2回理事会報告資料「日本ハンドボール協会 新ビジョン・新体制発表 記者会見」</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	<p>予算書は前年度の2月開催の理事会で決定し、ホームページで開示している。期中の事業計画変更に合わせて予算補正を行い、理事会で審議。補正予算も含めてホームページに開示している。</p> <p>財務の健全性確保のために「財務に関する事業計画」は中期計画と併せて2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で決定し、2022年3月までにホームページで公表予定。</p>	<p>6. 業務、財務に関する資料</p> <p>7. 2021年度収支予算書</p> <p>8. 2021年度第一次補正予算書</p>
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	<p>(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること</p> <p>①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること</p>	<p>2021年6月の理事改選により新たに就任した理事28名の内、外部理事は10名、女性理事は8名となっており、各々の比率は35.7%と28.5%となった。</p> <p>外部理事は25%以上の目標を達成。</p> <p>女性理事の比率が目標40%対比未達であったが、スポーツ庁支援事業の「スポーツ団体における女性役員の育成、マッチング支援」を活用し、ここから1名の女性理事人材を発掘し、改選前の18.5%から改善した。引き続き女性理事比率40%の達成に向けて、今後加盟団体からの理事11名（9ブロック+2連盟）の推薦ロジックの見直しに着手する予定。</p> <p>女性理事の目標割合40%については、2025年6月の役員改選での達成を目指す。</p>	<p>9. (公財)日本ハンドボール協会役員名簿</p> <p>10. 2021年度定時評議員会資料「役員候補者一覧」</p> <p>11. 女性理事候補者公募資料</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	2021年6月の評議員改選により就任した評議員29名の内、外部評議員は2名、女性評議員は6名となっており、各々の比率は6.9%と20.7%となった。 外部評議員は今までゼロであったが、今般2名の推薦を受けることができた。また、加盟団体からも女性活用を呼びかけた結果、4名（改選前1名）の推薦を受けることができた。 今回の改選は従来の加盟団体からの推薦ロジックを踏襲したが、次回改選に向けて見直しに着手。次々回の改選となる2025年での外部比率、女性比率については、中期計画策定と併せて2022年2月開催の理事会で方針を決定する予定である。	9. (公財)日本ハンドボール協会役員名簿 12. 2021年度第1回理事会報告資料「評議員の選定について」
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	2021年2月13日開催の2020年度理事会でアスリート委員会設置とアスリート委員会規程を決議。 2021年6月の役員改選を経て2021年7月3日の第2回理事会にてアスリート委員会の担当役員（栗山理事）が決定。 2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会にてアスリート委員会メンバーを確定させ、2022年度よりアスリート委員会規程に基づき活動を開始する。 事務局に元日本リーグ選手を採用済。アスリート目線で委員会事業のサポートに従事する予定。	13. アスリート委員会規程
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	定款及び「理事会運営規程」に基づき理事会を運営中。現時点では審議事項が多く、2020年度については、定款に基づく年2回を超える年3回を定例理事会として開催した。 これでも会議が長時間にわたる為、オンライン会議を前提に開催頻度を上げることを検討中。	14. 定款 15. 理事会運営規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	定款に理事の就任時の年齢に制限を設けている。 【定款33条第5項】 理事は就任時において、その年齢が原則として70歳未満でなければならない。	14. 定款
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	10年を超えて在任できないよう再任回数の上限を設ける規程を導入することを2022年2月の理事会で「役員選考細則」を見直し、2022年4月1日から運用開始予定。 尚、2021年6月の改選を以て在任期間10年を超える理事はいない。 【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	9. (公財)日本ハンドボール協会役員名簿 16. 役員選考細則

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	「役員選考細則」に基づき役員候補選考委員会を設置済み。2021年6月改選に向けた役員候補者選考委員会のメンバーは評議員1名、日本リーグ加盟団体より2名、都道府県協会より2名、合計5名となっている。 日本リーグ加盟団体からの2名はいずれも上場会社役員でありビジネスパーソンとして外部理事に整理できるが、次回改選に向けて構成員に弁護士・会計士等の有識者を設置を検討中。	16. 役員選考細則 17. 役員候補者選考委員名簿 18. 役員候補者選考委員会議事録
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	「コンプライアンス規程」「就業規則」を法令を順守する規程として整備済み。	19. コンプライアンス規程 20. 就業規則
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	公益財団法人日本ハンドボール協会諸規程集を整備済み。 業務執行における権限は「決裁規程」に基づく。	21. (公財)日本ハンドボール協会諸規程_HP開示箇所 22. 決裁規程
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	同上	21. (公財)日本ハンドボール協会諸規程_HP開示箇所
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	職員：就業規則、役員：役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程	20. 就業規則 23. 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款、経理規程	14. 定款 24. 経理規程
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	登録料：登録規程、登録規程細則 契約締結：契約処理規程、同要領 その他権利関係：肖像規程、コミュニケーション・ロゴマークの使用規程	25. 登録規程 26. 登録規程細則 27. 契約処理規程、同要領 28. 肖像規程 29. コミュニケーション・ロゴマークの使用規
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	選考について：ナショナルチーム監督、コーチ、プレーヤー等の選考に関する規程 その他権利関係：肖像規程、登録規程などを整備済み 代表選手の選考に関する規程の制定・変更は理事会で決定される。現行のナショナルチーム監督、コーチ、プレーヤー等の選考に関する規程は制定時期が古いため、2022年2月の理事会で改定予定。	30. ナショナルチーム監督、コーチ、プレーヤー等の選考に関する規程 28. 肖像規程 25. 登録規程
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	公認審判員規程を整備済み 全国大会の審判員の派遣は年度開始前に審判委員会で決定し、変更がある場合は審判長が調整する。	31. 公認審判員規程
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確認するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	法務は敬和綜合法律事務所（河本弁護士、松下弁護士）、会計は保森会計事務所（横山会計士）、税務は今井税理士事務所（今井税理士）、労務は根野事務所（根野社労士）、司法書士・行政書士は和田事務所（和田司法書士・行政書士）を起用中。 事務局職員は契約書の締結においては必ず稟議前に弁護士にリーガルチェックを行うこととするなどの指導を行い、日常業務において上記専門家と接点を持っている。	32. 外部専門家連絡先

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>コンプライアンス委員会を設置済み。委員は会長、専務理事、高野常務理事、福島常務理事、工藤常務理事、石井理事（女性）、藤村理事、北中理事。コンプライアンス委員会を開催し、都度課題への対処を検討している。</p> <p>コンプライアンス委員会の役割や権限事項についてはコンプライアンス規程に定めているが、コンプライアンス委員会の定例開催については規程されていない。2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会にてコンプライアンス規程を見直し予定。</p>	9. (公財)日本ハンドボール協会役員名簿
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>コンプライアンス委員会の委員に弁護士有資格者はいないが、調査、処分検討事案には敬和綜合法律事務所弁護士に都度相談しながら対応中。企業でのコンプライアンス事案対応の経験者（専務理事）が6月から委員に就任。2022年2月の理事会にてコンプライアンス委員の見直しを実施し、弁護士を委員に選任する予定。</p>	9. (公財)日本ハンドボール協会役員名簿 32. 外部専門家連絡先
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>理事、事務局職員に対してはJOCアプリを活用したコンプライアンス自主学習を推奨中。</p> <p>2020年11月14日開催 2 第2回理事会では松本泰介理事を講師に迎え「2020年オリパラ大会直前の注意点」と題した研修を実施。</p> <p>2021年3月18日から5月31日の間で、理事・事務局職員を対象にeラーニングによるコンプライアンス研修を試行した。費用対効果等を含めて今後の導入について検討予定。</p>	33. 2020年度第2回理事会報告資料「コンプライアンス研修2020年オリパラ大会直前の注意点」 34. 2021年度第1回理事会報告資料「コンプライアンス オンライン研修」

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>1. NFインテグリティ教育推進計画に沿って日本代表（アンダーカテゴリーを含む）選手、スタッフ共に強化合宿では毎回コンプライアンス教育（JOCインテグリティ教育プログラム、JHA独自のプログラム等）を実施している。JOC、JSCより展開されている各種オンライン研修プログラムの参加斡旋・情報共有を図っている。</p> <p>（直近実施日：男子日本代表7月5日、女子日本代表6月29日）</p> <p>2. 日本代表選手、強化スタッフはJOCアスリートアプリの利用促進（2021年7月27日時点で60団体中13位）</p> <p>3. 指導者資格義務化を2021年度より開始（移行期間3年、2024年完全実施）。これにより指導者はJSPO公認スポーツ指導者資格取得の際に講習会の中で必ずスポーツインテグリティ講義を受講することとなる。（公認指導者資格取得のガイドラインをホームページ等で周知徹底）</p> <p>また、新会員登録システム（マイハンドボール）に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修の実装を検討中。（役職員向けで試行実施）</p>	<p>35. 2021年度NFインテグリティ教育推進体制届出書</p> <p>36. 2021年度NFインテグリティ教育推進計画書</p> <p>37. 公認指導者資格取得のガイドライン</p> <p>38. 日本代表としての行動規範</p> <p>39. 公認スポーツ指導者資格ハンドボールコーチ</p> <p>40. スポーツインテグリティ講義資料</p> <p>34. 2021年度第1回理事会報告資料「コンプライアンス オンライン研修」</p>
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>各種審判員向け研修にてガバナンス、コンプライアンスに関する講義を実施。</p> <p>（2020年度はレフェリーアカデミーを10回開催：8/2、9/13、9/27、10/17、11/1、11/22、12/12、12/19、1/16）</p> <p>また、新会員登録システム（マイハンドボール）に、eラーニングを活用したコンプライアンス研修の実装を検討中。（役職員向けで試行実施）</p>	<p>41. 全国審判長研修会およびテクニカルオフィシャル研修会資料</p> <p>34. 2021年度第1回理事会報告資料「コンプライアンス オンライン研修」</p>
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>法務は敬和綜合法律事務所（河本弁護士、松下弁護士）、会計は保森会計事務所（横山会計士）、税務は今井税理士事務所（今井税理士）、労務は根野事務所（根野社労士）、司法書士・行政書士は和田事務所（和田司法書士・行政書士）を起用中。</p> <p>契約書の締結においては必ず稟議前に弁護士にリーガルチェックを行うこと、会計処理に困った時は税理士・会計士に相談することの指導を行っており、事務局員は日常業務において上記専門家と接点を持っている。</p>	<p>32. 外部専門家連絡先</p>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	定款第3章 「財務及び会計」にて適正な財産の管理・運用、事業計画及び収支予算、事業報告及び決算につき規定している。また経理規程にて適正な会計処理につき定めている。金融機関出身の事務局長を中心に、企業財務の経験者を担当者に配置し財務会計処理を行う体制をとっている。 監事は、長きにわたり総務本部長として決算・財務を担当した大橋則一氏と、ガバナンスに精通している弁護士の松本泰介氏が新たに就任した。	14. 定款 24. 経理規程 22. 決裁規程 18. 役員候補者選考委員会議事録
27	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	定款第3章「財務及び会計」第11条「公益目的取得財産残額の算定」にて公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規程に基づく運用を規定。また、助成金使用に関する法令・ガイドラインを遵守して組織運営を行っている。	14. 定款 24 経理規程
28	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	定款第3章「財務及び会計」第10条「事業報告及び決算」において情報公開につき規定している。同規定に基づき事業計画書、事業報告書、予算書、決算書を協会ホームページにて開示中。	6. 業務、財務に関する資料 14. 定款

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	①ナショナルチーム監督・コーチ・プレイヤー等の選考に関する規程を協会ホームページで開示中。選考された選手については協会ホームページで開示中。	30. ナショナルチーム監督、コーチ、プレイヤー等の選考に関する規程 42. 日本代表開示情報_HP開示箇所
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	②「ガバナンス遵守状況の自己説明」を協会ホームページで開示中。その他、定款、諸規程など、ガバナンスに関わるルール、運用方針なども同様に協会ホームページで開示中。	21. (公財)日本ハンドボール協会諸規程_HP開示箇所 43. ガバナンスコード_HP開示箇所
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	定款第6章「役員」第36条「取引の制限」において協会役員の利益相反取引に関する制限を規定している。選手、指導者の利益相反取引についての規程を2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で整備予定。	14. 定款 19. コンプライアンス規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	利益相反ポリシーは2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で制定予定。	なし
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>通報・相談窓口を協会内、協会外に設置中。通報ルートは、協会ホームページに「内部通報制度運用規程」として開示して周知している。</p> <p>内部通報制度運用規程において、秘密や個人情報の取扱いなどに十分に配慮し、善良なる管理者の注意義務をもってこれを適切に保管管理すること、通報者の保護を定めている。</p> <p>選手、審判、指導者、団体役員向けのコンプライアンス研修を2022年度から計画的に実施し、通報制度の運用体制を周知徹底していく予定。</p>	44. 内部通報制度運用規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	協会内通報ルートには協会が起用する弁護士事務所（敬和綜合法律事務所）を、協会外ルートには第三者の弁護士事務所（東京六本木法律特許事務所）を起用中。 事実確認のため専門的な対応が必要な場合は、敬和綜合法律事務所より弁護士の紹介を受けて対応している。	44. 内部通報制度運用規程
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	協会の「登録者倫理規程」、「懲罰規程」にて禁止行為、処分対象者を定めている。 両規程は協会ホームページにて開示して周知している。 弁明の機会を設けることはコンプライアンス規程で定めている。 処分の内容及び処分に至るまでの手続についてはコンプライアンス規程第6章（処罰）で定めている。 「登録者倫理規程」「懲罰規程」「コンプライアンス規程」についてが制定時期が異なるため重複する内容が含まれているため、関係性を整理予定。	19. コンプライアンス規程 21. (公財)日本ハンドボール協会諸規程_HP開示箇所 45. 登録者倫理規程 46. 懲罰規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	選手、指導者、登録、審判員に対する違反、競技中の違反については登録者倫理規程及び懲罰規程に処分を規定している。法令等違反行為の事案は、倫理委員会規程第2条第2項記載の通り、倫理委員会に答申を求めることとしている。倫理委員会委員は、野呂副会長（法人経営者）、三輪常務理事（大学教授）、山本理事（法人役員）の有識者が委員となっている。	45. 登録者倫理規程 46. 懲罰規程 47. 倫理委員会規程
37	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	懲罰規程第12条で、処分につき不服の際の仲裁機構利用を規定している。今後コンプライアンス規程、登録者倫理規定についても仲裁機構利用に関する自動応諾条項を定めるとともに、2022年3月開催予定の2021年度第4回理事会を目途に関連する規程を整理する予定。	46. 懲罰規程

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	今後処分事案が発生した場合には、スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知する。また、その内容を各規程に織り込む方針。	なし
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	2018年8月に危機管理部会を設置。部会メンバーは会長、副会長、専務理事、総務担当常務理事、広報担当常務理事、地方担当常務理事、事務局長。この体制を明確化する規程を2022年2月の理事会で整備予定。 危機管理マニュアル（不祥事対応、外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含む）は2022年2月開催予定の2021年度第4回理事会で制定し、2022年4月より運用を予定。	9. (公財)日本ハンドボール協会役員名簿

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	「コンプライアンス規程」第12条「第三者委員会等」に不祥事等発生時の事実調査、原因究明、責任者の処分などにつき、外部識者から構成される第三者委員会を組織し、意見を求めることができる旨、規定あり。	19. コンプライアンス規程 48. 第三者委員会調査報告書 49. スポーツ庁あて報告書（不適切な会計処理）
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	「コンプライアンス規程」第12条「第三者委員会等」には利害関係者を選任してはならない、また外部識者から選任する旨、規程あり。 2017年7月にJSC女性アスリート助成支援事業において不適切な支払行為および申請が行われた際に第三者委員会を設置。（委員は日本ハンドボール協会と契約関係等利害関係のない弁護士2名、公認会計士1名で構成）	19. コンプライアンス規程 48. 第三者委員会調査報告書

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	「加盟団体規程」にて協会との権限を明確化、地方組織の運営、業務執行に関する報告を受けることが規定されている。不適切事案が生じた地方協会に対し再建支援を実施した事例あり。	50. 加盟団体規程 51. 地方協会訪問報告書 (2020年5月16日常務理事会資料)
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	「加盟団体規程」第10条「全国理事長会議その他」の規程あり、協会からの情報提供や意見交換ができる会議体を招集することができる。2018年全国理事長会にてJSCより講師を招き加盟団体理事長向けにインテグリティ研修(JSC桶谷講師)を実施した。 2020年度の全国理事長会議は、2020年10月3日と2021年2月14日にリモートで開催された。	50. 加盟団体規程 52. インテグリティ研修 (JSC桶谷講師) 資料